



社会保険労務士事務所
あおぞらコンサルティング
あおぞらLetter

〒101-0048
東京都千代田区神田司町2丁目4-2 小山ビル5F
電話: 03-3526-4277 FAX: 03-3526-4276
担当: 上野

雇用契約書等に記載すべき更新の基準について

改正労働契約法の一部が平成25年4月1日に施行されることに伴い、労働基準法施行規則が改正され、有期労働契約の締結において、契約更新に関する基準も明示しなければなりません。今回は、雇用契約書や労働条件通知書に記載すべき契約更新の基準について、ご紹介いたします。



1. 労働基準法施行規則の改正の内容

平成25年4月1日から

「**期間の定めのある労働契約**」であり、
「**当該労働契約の期間の満了後に当該労働契約を更新する場合がある契約**」の締結の際に、
「**期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項(更新の基準)**」を
労働者に対して明示しなくてはなりません。

2. 雇用契約書等に記載すべき更新の基準の例

更新の基準は書面の交付により明示しなければなりません。

雇用契約書(例)

株式会社〇〇〇〇(以下、甲という)と〇〇〇〇(以下、乙という)は下記により雇用契約を締結する。

記

乙を採用するにあたっての労働条件は次の通りとする。

| | |
|---------|--|
| 雇用期間 | 平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日 |
| 勤務場所 | 〇〇〇〇 |
| 仕事の内容 | 〇〇〇〇 |
| 〇〇 | 〇〇〇〇 |
| 契約更新 | 更新する場合：あり ※契約期間満了時の〇日前までに、契約更新の判断基準により判断し、更新する場合がある |
| 更新の判断基準 | 1. 契約期間満了時及び将来的な業務の有無又は業務量 2. 労働者の健康状態、勤務成績、勤務態度 3. 労働者の職務能力 4. 事業縮小等の運営上やむを得ない事情、経営方針及び経営内容の変更等の事情 |
| 〇〇 | 〇〇〇〇 |

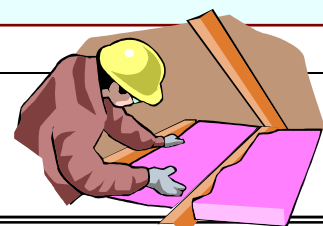
契約の更新をしない場合は、「なし」と明記します。

更新の基準は、労働者が、契約期間満了後の自らの雇用継続の可能性について一定程度予見することが可能なものでなければなりません。

平成〇年 〇月 〇日

甲 株式会社〇〇〇〇 代表取締役社長 〇〇〇〇

乙 〇〇〇〇



※ 一度明示した事項を、契約期間の途中で使用者が変更する場合には、労働者の合意を得なければなりません。

その他の詳細やご不明な点は弊社担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277